

議員提出意見書案第7号

子どもの医療費無料化年齢を引き上げている自治体に対する国庫  
負担金削減を行わないことを求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀  
川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定  
により提出します。

平成20年12月16日

教育福祉常任委員長 桐生 傳 一

須賀川市議会議長 大越 彰 様

子どもの医療費無料化年齢を引き上げている自治体に対する国庫  
負担金削減を行わないことを求める意見書

未来に生きる子ども達は、社会の宝であり、子どもの健やかな成長こそが親の  
願いであり、社会全体の願いともなっている。

近年は、雇用体系が大きく変化するとともに、景気状況も悪化し、倒産、解雇、  
リストラが溢れ、派遣やパートなど非正規・不安定雇用が増加している。

生活不安の中で、子どもを持つ家庭は生活が大変苦しい状況である。さらに、  
平成 19 年の出生率は 1.34 と前年より若干回復したが、出生数は減少し続けてお  
り、長期的にみた場合少子化傾向が進行し、少子化対策、子育て支援策は国にお  
ける緊急の課題となっている。

多くの地方自治体において、子どもの医療費無料化年齢引き上げに取り組んで  
おり、自治体独自の施策として子育てしやすい環境整備に努めているが、国にお  
いては「無料化している自治体の方が病院にかかりやすくなり、医療費を余計に  
使う」という理由で、現物給付に対しては国民健康保険の国庫負担金を削減して  
いる状況である。

国における重要な課題である少子化対策として、さらに、地方自治体で努力し  
ている子育て支援を推進するため、「子どもの医療費無料化年齢を引き上げている  
自治体に対する国庫負担金削減を行わないこと」を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 12 月 日

福島県須賀川市議会議長 大越 彰

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣

財務大臣

総務大臣